

募集要項等の修正（新旧対照表） 【第2回】

平成25年9月13日に公表した「女川町水産加工団地排水処理施設整備等事業」募集要項等の一部を次のように修正する。

通番	資料名	頁数	項目	修正前（9月13日公表）	修正後（10月9日公表）																																																																
1	募集要項		用語の定義 【専用管渠】	各排水事業者と排水処理施設を結ぶ管渠をいう。	各排水事業者と排水処理施設を結ぶ管渠及び、 <u>海域への放流のための排水処理施設と雨水ボックスカルバートを結ぶ管渠</u> をいう。																																																																
2	募集要項	2	第2 4 整備計画の概要 項目 処理水の取り扱い	海域放流（ <u>放流</u> 基準値以下にて）	海域放流（ <u>排水</u> 基準値以下にて）																																																																
3	募集要項	2	第2 4 整備計画の概要 項目 水質基準	<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">計画流入水質 (mg/l)</th> <th colspan="2">放水基準 (mg/l)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>BOD</td> <td>2,000</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>COD</td> <td>1,000</td> <td>COD</td> <td>160（日間平均120）</td> </tr> <tr> <td>S S</td> <td>1,000</td> <td>S S</td> <td>200（日間平均150）</td> </tr> <tr> <td>T-N</td> <td>150</td> <td>T-N</td> <td>120（日間平均60）</td> </tr> <tr> <td>T-P</td> <td>30</td> <td>T-P</td> <td>16（日間平均8）</td> </tr> <tr> <td>N-ヘキ</td> <td>250</td> <td>N-ヘキ</td> <td>30</td> </tr> <tr> <td>—</td> <td>—</td> <td>pH</td> <td>5.0～9.0</td> </tr> </tbody> </table>	計画流入水質 (mg/l)		放水基準 (mg/l)		BOD	2,000	—	—	COD	1,000	COD	160（日間平均120）	S S	1,000	S S	200（日間平均150）	T-N	150	T-N	120（日間平均60）	T-P	30	T-P	16（日間平均8）	N-ヘキ	250	N-ヘキ	30	—	—	pH	5.0～9.0	<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">計画流入水質 (mg/l)</th> <th colspan="2">排水基準 (mg/l)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>BOD</td> <td>2,000</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>COD</td> <td>1,000</td> <td>COD</td> <td>160（日間平均120）</td> </tr> <tr> <td>S S</td> <td>1,000</td> <td>S S</td> <td>200（日間平均150）</td> </tr> <tr> <td>T-N</td> <td>150</td> <td>T-N</td> <td>120（日間平均60）</td> </tr> <tr> <td>T-P</td> <td>30</td> <td>T-P</td> <td>16（日間平均8）</td> </tr> <tr> <td>N-ヘキ</td> <td>250</td> <td>N-ヘキ</td> <td>30</td> </tr> <tr> <td>—</td> <td>—</td> <td>pH</td> <td>5.0～9.0</td> </tr> </tbody> </table>	計画流入水質 (mg/l)		排水基準 (mg/l)		BOD	2,000	—	—	COD	1,000	COD	160（日間平均120）	S S	1,000	S S	200（日間平均150）	T-N	150	T-N	120（日間平均60）	T-P	30	T-P	16（日間平均8）	N-ヘキ	250	N-ヘキ	30	—	—	pH	5.0～9.0
計画流入水質 (mg/l)		放水基準 (mg/l)																																																																			
BOD	2,000	—	—																																																																		
COD	1,000	COD	160（日間平均120）																																																																		
S S	1,000	S S	200（日間平均150）																																																																		
T-N	150	T-N	120（日間平均60）																																																																		
T-P	30	T-P	16（日間平均8）																																																																		
N-ヘキ	250	N-ヘキ	30																																																																		
—	—	pH	5.0～9.0																																																																		
計画流入水質 (mg/l)		排水基準 (mg/l)																																																																			
BOD	2,000	—	—																																																																		
COD	1,000	COD	160（日間平均120）																																																																		
S S	1,000	S S	200（日間平均150）																																																																		
T-N	150	T-N	120（日間平均60）																																																																		
T-P	30	T-P	16（日間平均8）																																																																		
N-ヘキ	250	N-ヘキ	30																																																																		
—	—	pH	5.0～9.0																																																																		
4	募集要項	4	第2 8 事業スケジュール（予定）	<p>本事業のスケジュール（予定）は以下のとおりである。 ただし、処理対象地区に立地予定の排水事業者の操業開始時期との兼ね合いを考慮すると、平成27年4月よりも早期に稼働できることが望ましい。</p> <p>なお、早期に供用開始した場合であっても、維持管理・運営期間は平成46年3月までとする。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>年 月</th> <th>内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>平成26年3月</td> <td>事業契約の本契約の締結</td> </tr> <tr> <td>平成26年3月～平成27年3月</td> <td>設計・建設期間</td> </tr> <tr> <td>平成27年4月～平成46年3月（20年間）</td> <td>維持管理・運営期間</td> </tr> </tbody> </table>	年 月	内 容	平成26年3月	事業契約の本契約の締結	平成26年3月～平成27年3月	設計・建設期間	平成27年4月～平成46年3月（20年間）	維持管理・運営期間	<p>本事業のスケジュール（予定）は以下のとおりである。 ただし、処理対象地区に立地予定の排水事業者の操業開始時期との兼ね合いを考慮すると、平成27年4月よりも早期に稼働できることが望ましい。</p> <p>なお、早期に供用開始した場合であっても、維持管理・運営期間は平成47年3月までとする。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>年 月</th> <th>内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>平成26年3月</td> <td>事業契約の本契約の締結</td> </tr> <tr> <td>平成26年3月～平成27年3月</td> <td>設計・建設期間</td> </tr> <tr> <td>平成27年4月～平成47年3月（20年間）</td> <td>維持管理・運営期間</td> </tr> </tbody> </table>	年 月	内 容	平成26年3月	事業契約の本契約の締結	平成26年3月～平成27年3月	設計・建設期間	平成27年4月～平成47年3月（20年間）	維持管理・運営期間																																																
年 月	内 容																																																																				
平成26年3月	事業契約の本契約の締結																																																																				
平成26年3月～平成27年3月	設計・建設期間																																																																				
平成27年4月～平成46年3月（20年間）	維持管理・運営期間																																																																				
年 月	内 容																																																																				
平成26年3月	事業契約の本契約の締結																																																																				
平成26年3月～平成27年3月	設計・建設期間																																																																				
平成27年4月～平成47年3月（20年間）	維持管理・運営期間																																																																				

通番	資料名	頁数	項目	修正前（9月13日公表）	修正後（10月9日公表）																
5	募集要項	4	第2 9 (1) 施設整備に係る対価	<p>排水処理施設整備に係る対価については、東日本大震災復興交付金（復興交付金基金）交付要綱（農林水産省）（平成24年1月16日付け23予第636号。農林水産事務次官依命通知）の第5（復興交付金事業等の内容）に定める「ト 水産業共同利用施設復興整備事業」として、交付金を活用し、町が全額を支払う。詳細は別紙1参照すること。</p> <p>ただし、汚泥の再利用に向けた処理施設等、排水処理施設とあわせて独自に附帯する施設を設置する場合、当該施設については事業者の負担により整備する<u>ものとする。</u></p>	<p>排水処理施設整備に係る対価については、東日本大震災復興交付金（復興交付金基金）交付要綱（農林水産省）（平成24年1月16日付け23予第636号。農林水産事務次官依命通知）の第5（復興交付金事業等の内容）に定める「ト 水産業共同利用施設復興整備事業」として、交付金を活用し、町が全額を支払う。詳細は別紙1を参照すること。</p> <p>ただし、汚泥の再利用に向けた処理施設等、排水処理施設とあわせて独自に附帯する施設を設置する場合、当該施設については、事業者の負担により整備する<u>か、若しくは施設整備に係る対価の対象に含め、整備することとなる。</u></p> <p><u>なお、附帯施設を施設整備に係る対価により整備することとした場合（附帯施設を交付金交付対象施設とした場合 他）、排水処理施設と同様に当該施設の所有者は町となる。</u></p>																
6	募集要項 ※公表済(9/30)	7	第3 1 (3) ア 設計企業及び工事監理企業の要件	(イ) 女川町建設工事執行規則（昭和39年女川町規則第8号）に基づく平成25・26年度建設工事入札参加資格承認を受けていること。	(イ) 女川町建設工事執行規則（昭和39年女川町規則第8号）に基づく平成25・26年度建設工事入札参加資格承認を受けている又は、 <u>女川町物品調達等入札参加資格要項（平成20年女川町訓令甲第30号）に基づく競争参加資格者登録簿に登録されていること。</u>																
7	募集要項 別紙1	1-1	第1 2 施設整備に係る対価（一括払い）	<p>施設整備に係る対価に相当する額は、次の費用を含むものとする。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>区分</th> <th>構成される主な費用の内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">施設整備に係る対価</td> <td>排水処理施設の設計・建設費</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ・事前調査費 ・設計費（設計関連業務含む） ・建設工事費（試運転に係る費用含む） ・工事監理費 ・上記業務に関連する手続きに係る経費 ・その他設計・建設に係る経費 </td> </tr> <tr> <td>その他費用</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ・上記に係る建設期間中に要する金利 ・その他設計・建設に関して必要となる費用 </td> </tr> </tbody> </table>	項目	区分	構成される主な費用の内容	施設整備に係る対価	排水処理施設の設計・建設費	<ul style="list-style-type: none"> ・事前調査費 ・設計費（設計関連業務含む） ・建設工事費（試運転に係る費用含む） ・工事監理費 ・上記業務に関連する手続きに係る経費 ・その他設計・建設に係る経費 	その他費用	<ul style="list-style-type: none"> ・上記に係る建設期間中に要する金利 ・その他設計・建設に関して必要となる費用 	<p>施設整備に係る対価に相当する額は、次の費用を含むものとする。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>区分</th> <th>構成される主な費用の内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">施設整備に係る対価</td> <td>排水処理施設の設計・建設費</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ・事前調査費 ・設計費（設計関連業務含む） ・建設工事費（試運転に係る費用含む） ・工事監理費 ・上記業務に関連する手続きに係る経費 ・その他設計・建設に係る経費 </td> </tr> <tr> <td>その他費用</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ・その他設計・建設に関して必要となる費用 </td> </tr> </tbody> </table>	項目	区分	構成される主な費用の内容	施設整備に係る対価	排水処理施設の設計・建設費	<ul style="list-style-type: none"> ・事前調査費 ・設計費（設計関連業務含む） ・建設工事費（試運転に係る費用含む） ・工事監理費 ・上記業務に関連する手続きに係る経費 ・その他設計・建設に係る経費 	その他費用	<ul style="list-style-type: none"> ・その他設計・建設に関して必要となる費用
項目	区分	構成される主な費用の内容																			
施設整備に係る対価	排水処理施設の設計・建設費	<ul style="list-style-type: none"> ・事前調査費 ・設計費（設計関連業務含む） ・建設工事費（試運転に係る費用含む） ・工事監理費 ・上記業務に関連する手続きに係る経費 ・その他設計・建設に係る経費 																			
	その他費用	<ul style="list-style-type: none"> ・上記に係る建設期間中に要する金利 ・その他設計・建設に関して必要となる費用 																			
項目	区分	構成される主な費用の内容																			
施設整備に係る対価	排水処理施設の設計・建設費	<ul style="list-style-type: none"> ・事前調査費 ・設計費（設計関連業務含む） ・建設工事費（試運転に係る費用含む） ・工事監理費 ・上記業務に関連する手続きに係る経費 ・その他設計・建設に係る経費 																			
	その他費用	<ul style="list-style-type: none"> ・その他設計・建設に関して必要となる費用 																			

通番	資料名	頁数	項目	修正前（9月13日公表）	修正後（10月9日公表）
8	募集要項 別紙1	1-4	第1 3 (6) 流量計使用料金について	事業者は、排水事業者の毎月の排水量を計量するために設置する流量計について、その設置に係る費用は、事業者が自ら資金を調達し、供用開始後に排水事業者から毎月定額の料金を徴収するものとする。 流量計使用料金の徴収は、使用料金と同様の方法により実施するものとする。	事業者は、排水事業者の毎月の排水量を計量するために設置する流量計について、その設置に係る費用は、事業者が自ら資金を調達し、供用開始後に排水事業者から毎月定額の料金を徴収するものとする。 <u>ただし、排水処理施設の供用開始後に設置し、事業期間終了時に20年経過していない流量計については、20年に満たない残りの期間の流量計使用料金相当分で町が買い取るものとする。</u> 流量計使用料金の徴収は、使用料金と同様の方法により実施するものとする。
9	募集要項 別紙1	1-6	第1 4 (3) <算定式>	①最低保証基準額が年間維持管理・運営経費以下の場合 最低保証額（維持管理・運営に係る対価） ＝ 最低保証基準額（※1）－ 年間使用料金収入（※2） ②最低保証基準額が年間維持管理・運営経費より大きい場合 最低保証額（維持管理・運営に係る対価） ＝ 年間維持管理・運営経費 － 年間使用料金収入（※2） ※1：基準排水量×基準単価により算定 ※2：排水事業者から支払われる使用料金・流量計使用料金による収入の年間合計額（未収金額を含む）	①最低保証基準額が年間維持管理・運営経費（※1）以下の場合 最低保証額（維持管理・運営に係る対価） ＝ 最低保証基準額 － 年間使用料金収入（※2） ②最低保証基準額が年間維持管理・運営経費より大きい場合 最低保証額（維持管理・運営に係る対価） ＝ 年間維持管理・運営経費 － 年間使用料金収入（※2） ※1：年間を通じ、維持管理・運営にかかった経費 ※2：排水事業者から支払われる使用料金・流量計使用料金による収入の年間合計額（未収金額を含む）
10	募集要項 別紙1	1-7	第2 2 維持管理・運営に係る対価 (最低保証)	<u>町は、1年に一度、事業者から業務報告書の提出を受け、最低保証の適用について判断する。</u> <u>排水事業者からの排水が最低保証の必要となる基準より少なく、かつ、最低保証基準額（又は維持管理・運営経費）よりも使用料金収入が少ない場合、町は業務報告書の受領後10日以内に事業者へモニタリングの結果及び最低保証額を通知する。</u> 事業者は、通知を受領した後、速やかに町に請求書を提出する。町は、請求を受けた日から30日以内に事業者に対して維持管理・運営に係る対価（最低保証）を支払う。	<u>事業者は、最低保証の適用を希望する場合、各事業年度の終了後30日以内に、町に対し、排水量に関する証拠書類と最低保証基準額の計算根拠を記載した書面及び年間経費が確認できる書類を町に提出する。</u> <u>町は内容を確認し、問題がない場合には、事業者に確認した旨と最低保証額を通知する。</u> 事業者は、通知を受領した後、速やかに町の定める様式による請求書を提出する。町は、請求を受けた日から30日以内に事業者に対して維持管理・運営に係る対価（最低保証）を支払う。

通番	資料名	頁数	項目	修正前（9月13日公表）	修正後（10月9日公表）																						
11	募集要項 別紙1	1-8	第3 2 (1) ア 改定の対象となる費用	<p>改定の対象となる費目は次のとおりとし、それ以外の費用については、原則として料金改定対象外とする。ただし、下記の費目においても事業者の維持管理・運営業務の方法に起因して費用が増加した場合や事業者の工夫（経営努力）により削減したと認められる場合は改定対象としない。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>料金</th> <th>業務</th> <th>対象となる費目</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">使用料金</td> <td>排水処理施設の維持管理・運営</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ・光熱水費 ・用役費（事業者起因の増加は除く） ・汚泥処理費 ・使用料金徴収に係る経費（未収費用含む） ・水質管理に係る経費 </td> </tr> <tr> <td>専用管渠の維持管理</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ・巡視・点検に係る経費 ・清掃・修繕に係る経費 </td> </tr> <tr> <td>流量計使用料金</td> <td>排水処理施設の維持管理・運営</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ・流量計の設置及び管理に係る経費 </td> </tr> </tbody> </table>	料金	業務	対象となる費目	使用料金	排水処理施設の維持管理・運営	<ul style="list-style-type: none"> ・光熱水費 ・用役費（事業者起因の増加は除く） ・汚泥処理費 ・使用料金徴収に係る経費（未収費用含む） ・水質管理に係る経費 	専用管渠の維持管理	<ul style="list-style-type: none"> ・巡視・点検に係る経費 ・清掃・修繕に係る経費 	流量計使用料金	排水処理施設の維持管理・運営	<ul style="list-style-type: none"> ・流量計の設置及び管理に係る経費 	<p>改定の対象となる費用は以下の「対象となる費目」に属する費用とし、それ以外の費用については、原則として料金改定対象外とする。ただし、以下の「対象となる費目」に属する費用であっても、事業者の維持管理・運営業務の方法に起因して費用が増加した場合や事業者の工夫により削減したと認められる場合は改定対象としない。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>料金</th> <th>業務</th> <th>対象となる費目</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">使用料金</td> <td>排水処理施設の維持管理・運営</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ・光熱水費 ・用役費（事業者起因の増加は除く） ・汚泥処理費 ・使用料金徴収に係る経費（未収費用含む） ・水質管理に係る経費 ・人件費 ・保守管理費 </td> </tr> <tr> <td>専用管渠の維持管理</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ・巡視・点検に係る経費 ・清掃・修繕に係る経費 </td> </tr> <tr> <td>流量計使用料金</td> <td>排水処理施設の維持管理・運営</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ・流量計の設置及び管理に係る経費 </td> </tr> </tbody> </table>	料金	業務	対象となる費目	使用料金	排水処理施設の維持管理・運営	<ul style="list-style-type: none"> ・光熱水費 ・用役費（事業者起因の増加は除く） ・汚泥処理費 ・使用料金徴収に係る経費（未収費用含む） ・水質管理に係る経費 ・人件費 ・保守管理費 	専用管渠の維持管理	<ul style="list-style-type: none"> ・巡視・点検に係る経費 ・清掃・修繕に係る経費 	流量計使用料金	排水処理施設の維持管理・運営	<ul style="list-style-type: none"> ・流量計の設置及び管理に係る経費
料金	業務	対象となる費目																									
使用料金	排水処理施設の維持管理・運営	<ul style="list-style-type: none"> ・光熱水費 ・用役費（事業者起因の増加は除く） ・汚泥処理費 ・使用料金徴収に係る経費（未収費用含む） ・水質管理に係る経費 																									
	専用管渠の維持管理	<ul style="list-style-type: none"> ・巡視・点検に係る経費 ・清掃・修繕に係る経費 																									
流量計使用料金	排水処理施設の維持管理・運営	<ul style="list-style-type: none"> ・流量計の設置及び管理に係る経費 																									
料金	業務	対象となる費目																									
使用料金	排水処理施設の維持管理・運営	<ul style="list-style-type: none"> ・光熱水費 ・用役費（事業者起因の増加は除く） ・汚泥処理費 ・使用料金徴収に係る経費（未収費用含む） ・水質管理に係る経費 ・人件費 ・保守管理費 																									
	専用管渠の維持管理	<ul style="list-style-type: none"> ・巡視・点検に係る経費 ・清掃・修繕に係る経費 																									
流量計使用料金	排水処理施設の維持管理・運営	<ul style="list-style-type: none"> ・流量計の設置及び管理に係る経費 																									
12	募集要項 別紙1	1-8 ～ 1-9	第3 2 (1) イ 改定対象となる基準	<table border="1"> <thead> <tr> <th>対象費目</th> <th>基準</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>光熱水費</td> <td>電気、水道などの関連費用の料金改定がされた場合</td> <td>・光熱水費に該当する費目毎に変動を確認し、当該費目のみ基準を満たす場合に改定</td> </tr> <tr> <td>その他経費</td> <td>対象となる費目の年間経費が、料金設定した時点（当初は事業契約締結した時点。改定後は直近の改定した時点）と比較して、10%以上増減した（乖離した）場合</td> <td>・改定対象となる基準については、町と事業者との協議により最終的に決定する</td> </tr> </tbody> </table>	対象費目	基準	備考	光熱水費	電気、水道などの関連費用の料金改定がされた場合	・光熱水費に該当する費目毎に変動を確認し、当該費目のみ基準を満たす場合に改定	その他経費	対象となる費目の年間経費が、料金設定した時点（当初は事業契約締結した時点。改定後は直近の改定した時点）と比較して、10%以上増減した（乖離した）場合	・改定対象となる基準については、町と事業者との協議により最終的に決定する	<table border="1"> <thead> <tr> <th>対象費目</th> <th>基準</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>光熱水費</td> <td>電気、水道などの関連費用の料金改定がされた場合</td> <td>・光熱水費に該当する費目毎に変動を確認し、当該費目のみ基準を満たす場合に改定</td> </tr> <tr> <td>その他経費</td> <td>「ア 改定の対象となる費用」に規定の「対象となる費目」欄の費用毎にその単価（費目によっては年間経費）が10%以上増減した場合</td> <td>・改定対象となる費目及び当該費目について単価と年間経費のいずれを基準とするのかについては、町と事業者との協議により最終的に決定する</td> </tr> </tbody> </table>	対象費目	基準	備考	光熱水費	電気、水道などの関連費用の料金改定がされた場合	・光熱水費に該当する費目毎に変動を確認し、当該費目のみ基準を満たす場合に改定	その他経費	「ア 改定の対象となる費用」に規定の「対象となる費目」欄の費用毎にその単価（費目によっては年間経費）が10%以上増減した場合	・改定対象となる費目及び当該費目について単価と年間経費のいずれを基準とするのかについては、町と事業者との協議により最終的に決定する				
対象費目	基準	備考																									
光熱水費	電気、水道などの関連費用の料金改定がされた場合	・光熱水費に該当する費目毎に変動を確認し、当該費目のみ基準を満たす場合に改定																									
その他経費	対象となる費目の年間経費が、料金設定した時点（当初は事業契約締結した時点。改定後は直近の改定した時点）と比較して、10%以上増減した（乖離した）場合	・改定対象となる基準については、町と事業者との協議により最終的に決定する																									
対象費目	基準	備考																									
光熱水費	電気、水道などの関連費用の料金改定がされた場合	・光熱水費に該当する費目毎に変動を確認し、当該費目のみ基準を満たす場合に改定																									
その他経費	「ア 改定の対象となる費用」に規定の「対象となる費目」欄の費用毎にその単価（費目によっては年間経費）が10%以上増減した場合	・改定対象となる費目及び当該費目について単価と年間経費のいずれを基準とするのかについては、町と事業者との協議により最終的に決定する																									

通番	資料名	頁数	項目	修正前（9月13日公表）	修正後（10月9日公表）
13	募集要項 別紙1	1-9	第3 2 (1) ウ 改定の方法	<p>(ア) 光熱水費 電気料金をはじめとした各光熱水費について、それぞれ料金改定がされた場合、改定対象となる金額（提案額又は改定後は直近改定額）と直近の光熱水費の比率を算定する。このとき、指数比に小数点第4位未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。 ただし、価格比の絶対値が10%以下であった場合には、物価変動に基づく料金改定を行わないものとする。</p> <p>(イ) その他経費 基準に当てはまる物価変動が発生した場合、改定の対象となる金額（提案額又は改定後は直近改定額）と直近の金額の比率を算定する。このとき、比率に小数点第4位未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。 算定された価格比をもとに改定額を算定する。ただし、価格比の絶対値が10%以下であった場合には、物価変動に基づく料金改定を行わないものとする。</p>	<p>(ア) 光熱水費 電気料金をはじめとした各光熱水費について、それぞれ料金改定がされた場合、<u>料金改定後の光熱費に基づき、使用料金等を改定する。</u></p> <p>(イ) その他経費 「ア 対象となる費用」に規定の「対象となる費目」欄の費用毎にその単価（費目によっては年間経費）に変動が発生した場合、<u>変動後の単価（費目によっては年間経費）の金額を、現行の使用料金等を決めた際（提案時又は改定後は直近改定時）の当該費目の金額で除し、価格比を算定する。</u>このとき、比率に小数点第4位未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。 算定された価格比が0.9以下、若しくは、1.1以上の場合には、<u>変動後の単価（費目によっては年間経費）の金額に基づき、使用料金等を改定する。</u></p>
14	募集要項 別紙1	1-9	第3 2 (1) エ (ア) 光熱費	<p>事業期間中、【毎月末】に各光熱水費の改定の有無について確認する。このとき、当該改定が上記の改定基準を満たす場合には、改定を実施する。改定が必要であると判断された場合には、確認時の翌々月の<u>支払い</u>より反映するものとする。</p>	<p>事業期間中、【毎月末】に各光熱水費の改定の有無について確認する。このとき、当該改定が上記の改定基準を満たす場合には、改定を実施する。改定が必要であると判断された場合には、確認時の翌々月の<u>使用料金等の額</u>より反映するものとする。</p>
15	募集要項 別紙1	1-9	第3 2 (1) エ (イ) その他経費	<p>毎年1月に改定の要否について判断する。改定が必要であると判断された場合には、<u>確認時の翌年度の支払い</u>より反映する。</p>	<p>毎年1月に改定の要否について判断する。改定が必要であると判断された場合には、<u>翌事業年度（4月以降）の使用料金等の額</u>より反映する。</p>
16	募集要項 別紙1	1-10	第3 3 維持管理・運営に係る対価	<p>3 維持管理・運営に係る対価 <u>維持管理・運営に係る対価</u>については、次のルールに適合する場合に、改定ができるものとする。原則として次の改定ルールに基づいて行うものとするが、改定に当たっては、事前に町に対して説明を行うものとし、町の承諾を得るものとする。</p>	<p>3 維持管理・運営に係る対価（最低保証） 「第2の4 <u>維持管理・運営に係る対価（最低保証）</u>」に規定する<u>基準単価</u>については、次のルールに適合する場合に、改定ができるものとする。原則として次の改定ルールに基づいて行うものとするが、改定に当たっては、事前に町に対して説明を行うものとし、町の承諾を得るものとする。 なお、<u>基準単価が改定された場合、維持管理・運営に係る対価（最低保証）は、改定後の基準単価に基づき、算定される。</u></p>

通番	資料名	頁数	項目	修正前（9月13日公表）	修正後（10月9日公表）
17	要求水準書	1	第1 2 事業期間	<p>施設の設計・建設に係る期間（以下「設計・建設期間」という。）は平成26年3月から平成27年3月までとする。</p> <p>施設の維持管理・運営に係る期間（以下「維持管理・運営期間」という。）は平成27年4月から平成46年3月までとする。</p> <p>ただし、対象地域に立地予定の排水事業者の操業開始時期との兼ね合いを考慮すると、平成27年4月よりも早期に稼働できることが望ましく、事業者は早期の供用開始することを前提として提案することができる。供用開始時期の遅延は、町が事業者の責めに帰さない特段の事由によるものと認める場合に限る。</p> <p>なお、早期供用開始した場合であっても、維持管理・運営期間は平成46年3月までとする。</p>	<p>施設の設計・建設に係る期間（以下「設計・建設期間」という。）は平成26年3月から平成27年3月までとする。</p> <p>施設の維持管理・運営に係る期間（以下「維持管理・運営期間」という。）は平成27年4月から平成47年3月までとする。</p> <p>ただし、対象地域に立地予定の排水事業者の操業開始時期との兼ね合いを考慮すると、平成27年4月よりも早期に稼働できることが望ましく、事業者は早期の供用開始することを前提として提案することができる。供用開始時期の遅延は、町が事業者の責めに帰さない特段の事由によるものと認める場合に限る。</p> <p>なお、早期供用開始した場合であっても、維持管理・運営期間は平成47年3月までとする。</p>
18	要求水準書	2	第1 4 (1) 本施設の設計・建設 注1)	<p>注1) 排水事業者と本施設を結ぶ専用管渠については、本事業とは別に町が設置する。専用管渠は、水産加工団地の整備にあわせ順次整備を進め、平成29年度までに全面整備する予定である。</p> <p>なお、石浜・宮ヶ崎地区については概ね平成25年度中に、伊勢地区については平成29年度までに整備する予定である。</p>	<p>注1) 専用管渠については、本事業とは別に町が設置する。専用管渠は、水産加工団地の整備にあわせ順次整備を進め、平成29年度までに全面整備する予定である。</p> <p>なお、石浜・宮ヶ崎地区については概ね平成25年度中に、伊勢地区については平成29年度までに整備する予定である。</p>
19	要求水準書	6	第2 1 (1) 施設配置上考慮すべき事項	<p>ア 本事業を実施するために必要な施設・設備は、添付資料1に示す敷地境界内に配置すること。<u>ただし、臭気等周辺地域への影響が懸念されるため、<u>附帯施設の事業用地内への設置はできないものとする。</u></u>附帯施設とは、排水処理施設の本質的な施設である、水処理施設、汚泥処理（濃縮、脱水工程）施設それに付随する管理施設（作業員の控え場所等）以外の施設をいう。</p> <p>イ 本施設への流入污水管の位置、高さは添付資料8を参照すること。</p> <p>ウ 搬出入動線の決定に当たっては、事業用地と前面道路の地盤高さに留意すること。詳細は添付資料9を参照すること。</p> <p>エ 本施設と海域への放流管との取合い条件は添付資料10を参照すること。</p>	<p>ア 本事業を実施するために必要な施設・設備は、添付資料1に示す敷地境界内に配置すること。<u>附帯施設の事業用地内への配置は、臭気等周辺環境への対策が十分になされている場合にのみ、認める。</u>附帯施設とは、排水処理施設の本質的な施設である、水処理施設、汚泥処理（濃縮、脱水工程）施設それに付随する管理施設（作業員の控え場所等）以外の施設をいう。</p> <p>イ 本施設への流入污水管の位置、高さは添付資料8を参照すること。</p> <p>ウ 搬出入動線の決定に当たっては、事業用地と前面道路の地盤高さに留意すること。詳細は添付資料9を参照すること。</p> <p>エ 本施設と海域への放流管との取合い条件は添付資料10を参照すること。</p> <p>オ <u>本施設が立地する石浜・宮ヶ崎地区では、同地区の立地予定の水産加工業者により、工場の景観について外壁の色の統一に向けた検討が行われている。そのため、工場の景観が統一された場合には、本施設の外壁の色も同様とすること。</u></p>

通番	資料名	頁数	項目	修正前（9月13日公表）	修正後（10月9日公表）																												
20	要求水準書	14	第3 2 (2) イ 修繕及び機器更新	<p>事業者は、事業期間を通じた修繕計画を作成し、町に提出すること。事業者は、事業期間を通じた修繕計画について、点検・検査結果に基づき毎年度更新し、町に提出すること。</p> <p>事業者は、修繕計画及び点検・検査結果に基づき、施設の基本性能を維持するために、自らの費用と責任において、<u>補修</u>を行うこと。</p> <p>各設備・機器の修繕に係る記録は適切に管理し、法令等で定められた年数又は町との協議による年数を保管すること。</p> <p>大規模修繕とは、躯体の改修や設備の抜本的な入れ替えを言い、町は、原則、維持管理・運営期間中に実施することは想定していない。ただし、本事業で扱う流入水は海水が混入しており、排水施設内の機器の一部では常時塩分濃度が高い特殊な環境下にさらされ、適正な維持管理をしても錆・腐食及び電食等の劣化を抑制することが困難な状況が発生することが想定される。そのため、維持管理・運営期間中におけるポンプ等機器の交換は、事業者自身が実施するものとする。</p> <p>その際、「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令」で定める処分制限期間を経過していることが条件であり、事前に町に説明すること。また、事業者の責によらない自然災害により必要となる修繕は、事業契約書の規定に従うものとする。</p>	<p>事業者は、事業期間を通じた修繕計画を作成し、町に提出すること。事業者は、事業期間を通じた修繕計画について、点検・検査結果に基づき毎年度更新し、町に提出すること。</p> <p>事業者は、修繕計画及び点検・検査結果に基づき、施設の基本性能を維持するために、自らの費用と責任において、<u>修繕</u>を行うこと。</p> <p>各設備・機器の修繕に係る記録は適切に管理し、法令等で定められた年数又は町との協議による年数を保管すること。</p> <p>大規模修繕とは、躯体の改修や設備の抜本的な入れ替えを言い、町は、原則、維持管理・運営期間中に実施することは想定していない。ただし、本事業で扱う流入水は海水が混入しており、排水施設内の機器の一部では常時塩分濃度が高い特殊な環境下にさらされ、適正な維持管理をしても錆・腐食及び電食等の劣化を抑制することが困難な状況が発生することが想定される。そのため、維持管理・運営期間中におけるポンプ等機器の交換は、事業者自身が実施するものとする。</p> <p>その際、「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令」（昭和30年政令第255号）で定める処分制限期間を経過していることが条件であり、事前に町に説明すること。また、事業者の責によらない自然災害により必要となる修繕は、事業契約書の規定に従うものとする。</p>																												
21	要求水準書	15	第3 2 (7) 本施設からの放流水量計測	<p>事業者は、事業実施用地内に放流水量計測用の流量計を設置すること。</p> <p>なお、計測値の記録方法は事業者の提案による。また、各排水事業者の排水量の計測値の合計と、排水処理施設からの放流水量の計測値が一致しない場合の処置は、募集要項別紙1を参照すること。</p>	<p>事業者は、事業実施用地内に放流水量計測用の流量計を設置すること。</p> <p>なお、計測値の記録方法は事業者の提案による。また、各排水事業者の排水量の計測値の合計と、排水処理施設からの放流水量の計測値が一致しない場合の処置は、募集要項別紙1を参照すること。</p> <p><u>また、本施設からの放流水量は、各種返流水の影響を受けない条件であれば、本施設への流入水量に置き換えることも可能とする。</u></p>																												
22	要求水準書	16	第3 2 (12) 専用管渠の維持管理	<p>管渠内の閉塞やマンホールの腐食、劣化及びマンホールポンプの不具合が生じないように、下表に掲げる要領でマンホール及び管渠等の目視点検、清掃・修繕並びにマンホールポンプの保守を行うこと。専用管渠の計画資料を添付資料13に示す。</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>点検頻度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>マンホール及び管渠等の目視点検</td> <td>1ヶ月に1回以上</td> </tr> <tr> <td>マンホール及び管渠等の清掃</td> <td>2ヶ月に1回以上</td> </tr> <tr> <td>マンホール及び管渠等の修繕</td> <td>必要が生じた時に実施</td> </tr> <tr> <td>マンホールポンプの保守（洗浄）</td> <td>3ヶ月に1回以上</td> </tr> <tr> <td>マンホールポンプの保守（分解・修繕）</td> <td>必要が生じた時に実施</td> </tr> </tbody> </table>	項目	点検頻度	マンホール及び管渠等の目視点検	1ヶ月に1回以上	マンホール及び管渠等の清掃	2ヶ月に1回以上	マンホール及び管渠等の修繕	必要が生じた時に実施	マンホールポンプの保守（洗浄）	3ヶ月に1回以上	マンホールポンプの保守（分解・修繕）	必要が生じた時に実施	<p>管渠内の閉塞やマンホールの腐食、劣化及びマンホールポンプの不具合が生じないように、下表に掲げる要領でマンホール及び管渠等の目視点検、清掃・修繕並びにマンホールポンプの保守を行うこと。専用管渠の計画資料を添付資料13に示す。</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>頻度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>マンホール及び管渠等の巡視※1</td> <td>1ヶ月に1回以上</td> </tr> <tr> <td>マンホール及び管渠等の点検※2</td> <td>6ヶ月に1回以上</td> </tr> <tr> <td>マンホール及び管渠等の調査※3</td> <td>必要が生じた時に実施</td> </tr> <tr> <td>マンホール及び管渠等の清掃※4</td> <td>必要が生じた時に実施</td> </tr> <tr> <td>マンホール及び管渠等の修繕※5</td> <td>必要が生じた時に実施</td> </tr> <tr> <td>マンホールポンプの保守（洗浄）</td> <td>3ヶ月に1回以上</td> </tr> <tr> <td>マンホールポンプの保守（分解・修繕）</td> <td>必要が生じた時に実施</td> </tr> </tbody> </table>	項目	頻度	マンホール及び管渠等の巡視※1	1ヶ月に1回以上	マンホール及び管渠等の点検※2	6ヶ月に1回以上	マンホール及び管渠等の調査※3	必要が生じた時に実施	マンホール及び管渠等の清掃※4	必要が生じた時に実施	マンホール及び管渠等の修繕※5	必要が生じた時に実施	マンホールポンプの保守（洗浄）	3ヶ月に1回以上	マンホールポンプの保守（分解・修繕）	必要が生じた時に実施
項目	点検頻度																																
マンホール及び管渠等の目視点検	1ヶ月に1回以上																																
マンホール及び管渠等の清掃	2ヶ月に1回以上																																
マンホール及び管渠等の修繕	必要が生じた時に実施																																
マンホールポンプの保守（洗浄）	3ヶ月に1回以上																																
マンホールポンプの保守（分解・修繕）	必要が生じた時に実施																																
項目	頻度																																
マンホール及び管渠等の巡視※1	1ヶ月に1回以上																																
マンホール及び管渠等の点検※2	6ヶ月に1回以上																																
マンホール及び管渠等の調査※3	必要が生じた時に実施																																
マンホール及び管渠等の清掃※4	必要が生じた時に実施																																
マンホール及び管渠等の修繕※5	必要が生じた時に実施																																
マンホールポンプの保守（洗浄）	3ヶ月に1回以上																																
マンホールポンプの保守（分解・修繕）	必要が生じた時に実施																																

通番	資料名	頁数	項目	修正前（9月13日公表）	修正後（10月9日公表）
					<p>注) マンホール及び管渠等には、本管、マンホール（蓋も含む）、取付管及び公共樹が含まれる。</p> <p>注) 表中の項目欄の※1～※5の定義は以下のとおり。</p> <p>※1 巡視とは、マンホールの蓋を開閉せず、マンホール及び管渠等が埋設された道路の状態及びマンホール蓋の状態を定期的に観察することを基本に、マンホール及び管渠等における不具合等異常の予兆を発見することを目的に行う業務。</p> <p>※2 点検とは、マンホールの蓋を開閉した上で、目視によりマンホールの内部及びマンホールから目視可能な範囲の管渠内の状態を観察し把握するとともに、不具合等異常箇所を早期に発見することを目的に実施する業務。</p> <p>※3 調査とは、巡視又は点検により確認された異常に対してし、対応（清掃、修繕、改築）の必要性の程度を判断するため、映像や目視等の直接目で判断できる異常を探し出すために行う業務（視覚調査）。マンホールではマンホール目視調査を、管渠ではTVカメラ調査を行う。視覚調査には、巡視又は点検結果に基づいて定期的を実施するケース、施設に異常等が発生した場合に緊急的に実施するケースがある。</p> <p>※4 清掃とは、マンホール及び管渠等の内部に堆積あるいは付着した土砂や汚泥等を取り除く業務。清掃には、点検や調査結果を受けて実施するケース、定期的を実施するケース、悪臭や閉塞等が発見された場合に実施するケースがある。清掃に伴い発生した土砂及び汚泥等の処理は、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」に従い、適正に行うこと。</p> <p>※5 修繕とは、異常が発生したマンホール及び管渠等を修理して、機能を維持するために行う業務。本事業では、マンホール内の破損やクラック等の部分的な修繕及びマンホール蓋の取替えを想定している（その際の材料は町が支給する）。なお、管渠については、清掃や修繕により機能を回復できないような場合に部分布設替えが必要となるケースも想定されるが、この場合の対応は町で実施する。また、改築（スパン全体での布設替えあるいは管更生）についても、対応は町が実施する。</p>

通番	資料名	頁数	項目	修正前（9月13日公表）	修正後（10月9日公表）																																																																																										
23	要求水準書	17	第3 3 (2) モニタリング・報告	<p>事業者は適切な維持管理・運営が行われていることが確認できる各種データを記録し、<u>1年に1回以上</u>、町に報告すること。</p> <p>各種データとして、下表で掲げる<u>水量・水質のほか</u>、汚泥発生量、汚泥処分量及び専用管渠の点検結果・保守結果については、<u>最低限記録・報告</u>するものとする。具体的な報告方法は事業契約による。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>測定対象</th> <th>記録項目</th> <th>単位</th> <th>記録頻度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="6">処理施設への流入水</td> <td>流入 BOD</td> <td>mg/l</td> <td>1回/年以上</td> </tr> <tr> <td>流入 COD</td> <td>mg/l</td> <td>同上</td> </tr> <tr> <td>流入 S S</td> <td>mg/l</td> <td>同上</td> </tr> <tr> <td>流入 T-N</td> <td>mg/l</td> <td>同上</td> </tr> <tr> <td>流入 T-P</td> <td>mg/l</td> <td>同上</td> </tr> <tr> <td>流入 N-ヘキ</td> <td>mg/l</td> <td>同上</td> </tr> <tr> <td rowspan="7">処理施設からの放流水</td> <td>放流量</td> <td>m³/日</td> <td>同上</td> </tr> <tr> <td>放流 COD</td> <td>mg/l</td> <td>同上</td> </tr> <tr> <td>放流 S S</td> <td>mg/l</td> <td>同上</td> </tr> <tr> <td>放流 T-N</td> <td>mg/l</td> <td>同上</td> </tr> <tr> <td>放流 T-P</td> <td>mg/l</td> <td>同上</td> </tr> <tr> <td>放流 N-ヘキ</td> <td>mg/l</td> <td>同上</td> </tr> <tr> <td>放流 pH</td> <td>—</td> <td>同上</td> </tr> </tbody> </table>	測定対象	記録項目	単位	記録頻度	処理施設への流入水	流入 BOD	mg/l	1回/年以上	流入 COD	mg/l	同上	流入 S S	mg/l	同上	流入 T-N	mg/l	同上	流入 T-P	mg/l	同上	流入 N-ヘキ	mg/l	同上	処理施設からの放流水	放流量	m ³ /日	同上	放流 COD	mg/l	同上	放流 S S	mg/l	同上	放流 T-N	mg/l	同上	放流 T-P	mg/l	同上	放流 N-ヘキ	mg/l	同上	放流 pH	—	同上	<p>事業者は適切な維持管理・運営が行われていることが確認できる各種データを<u>下表に定める頻度</u>で記録し、町に報告すること。</p> <p>各種データとして、下表で掲げる水質については、<u>業務年間報告書にて報告</u>すること。また、下表に掲げる<u>放流量のほか</u>、汚泥発生量、汚泥処分量及び専用管渠の点検結果・保守結果については、<u>最低限記録し、業務月間報告書にて報告</u>するものとする。具体的な報告方法は事業契約による。</p> <p><u>町は、事業者が提供するサービスの質及び業務内容が事業契約に定める条件を満たすことを確認するため、モニタリングを実施する。事業者は、町が行うモニタリングについて協力すること。具体的なモニタリング方法は事業契約による。</u></p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>測定対象</th> <th>記録項目</th> <th>単位</th> <th>記録頻度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="6">処理施設への流入水</td> <td>流入 BOD</td> <td>mg/l</td> <td>1回/年以上</td> </tr> <tr> <td>流入 COD</td> <td>mg/l</td> <td>同上</td> </tr> <tr> <td>流入 S S</td> <td>mg/l</td> <td>同上</td> </tr> <tr> <td>流入 T-N</td> <td>mg/l</td> <td>同上</td> </tr> <tr> <td>流入 T-P</td> <td>mg/l</td> <td>同上</td> </tr> <tr> <td>流入 N-ヘキ</td> <td>mg/l</td> <td>同上</td> </tr> <tr> <td rowspan="6">処理施設からの放流水</td> <td>放流量</td> <td>m³/日</td> <td><u>毎日</u></td> </tr> <tr> <td>放流 COD</td> <td>mg/l</td> <td><u>1回/年以上</u></td> </tr> <tr> <td>放流 S S</td> <td>mg/l</td> <td>同上</td> </tr> <tr> <td>放流 T-N</td> <td>mg/l</td> <td>同上</td> </tr> <tr> <td>放流 T-P</td> <td>mg/l</td> <td>同上</td> </tr> <tr> <td>放流 N-ヘキ</td> <td>mg/l</td> <td>同上</td> </tr> <tr> <td>放流 pH</td> <td>—</td> <td>同上</td> </tr> </tbody> </table>	測定対象	記録項目	単位	記録頻度	処理施設への流入水	流入 BOD	mg/l	1回/年以上	流入 COD	mg/l	同上	流入 S S	mg/l	同上	流入 T-N	mg/l	同上	流入 T-P	mg/l	同上	流入 N-ヘキ	mg/l	同上	処理施設からの放流水	放流量	m ³ /日	<u>毎日</u>	放流 COD	mg/l	<u>1回/年以上</u>	放流 S S	mg/l	同上	放流 T-N	mg/l	同上	放流 T-P	mg/l	同上	放流 N-ヘキ	mg/l	同上	放流 pH	—	同上
測定対象	記録項目	単位	記録頻度																																																																																												
処理施設への流入水	流入 BOD	mg/l	1回/年以上																																																																																												
	流入 COD	mg/l	同上																																																																																												
	流入 S S	mg/l	同上																																																																																												
	流入 T-N	mg/l	同上																																																																																												
	流入 T-P	mg/l	同上																																																																																												
	流入 N-ヘキ	mg/l	同上																																																																																												
処理施設からの放流水	放流量	m ³ /日	同上																																																																																												
	放流 COD	mg/l	同上																																																																																												
	放流 S S	mg/l	同上																																																																																												
	放流 T-N	mg/l	同上																																																																																												
	放流 T-P	mg/l	同上																																																																																												
	放流 N-ヘキ	mg/l	同上																																																																																												
	放流 pH	—	同上																																																																																												
測定対象	記録項目	単位	記録頻度																																																																																												
処理施設への流入水	流入 BOD	mg/l	1回/年以上																																																																																												
	流入 COD	mg/l	同上																																																																																												
	流入 S S	mg/l	同上																																																																																												
	流入 T-N	mg/l	同上																																																																																												
	流入 T-P	mg/l	同上																																																																																												
	流入 N-ヘキ	mg/l	同上																																																																																												
処理施設からの放流水	放流量	m ³ /日	<u>毎日</u>																																																																																												
	放流 COD	mg/l	<u>1回/年以上</u>																																																																																												
	放流 S S	mg/l	同上																																																																																												
	放流 T-N	mg/l	同上																																																																																												
	放流 T-P	mg/l	同上																																																																																												
	放流 N-ヘキ	mg/l	同上																																																																																												
放流 pH	—	同上																																																																																													
24	要求水準書 添付資料2	2	(2) 残置されている舗装構成図	※1 取付道路は町で緑着色部に設置する予定である。	※1 取付道路は <u>水色着色部ではなく</u> 、緑着色部に設置する予定である。																																																																																										
25	要求水準書 添付資料2	2	(2) 残置されている舗装構成図 標準断面図 取付道路 B-B'断面図	左側 「盛土撤去 A=8.7 m ² 」	(削除)																																																																																										
26	要求水準書 添付資料6	1	水質設定根拠と排水事業者の排水水質の一例 冒頭	(平成 24 年度宮ヶ瀬地区水産業基盤整備事業基本計画測量調査業務 共同排水処理施設報告書を一部加筆)	(平成 24 年度宮ヶ崎地区水産業基盤整備事業基本計画測量調査業務 共同排水処理施設報告書を一部加筆)																																																																																										

通番	資料名	頁数	項目	修正前（9月13日公表）	修正後（10月9日公表）												
27	要求水準書 添付資料 8		排水処理移設への流入管の条件	—	(2頁の資料を1頁に統合し、追加資料3の追加に伴い、紛らわしい表現を削除した。また、検討の進展に伴い、管底高等の値を修正した。)												
28	要求水準書 添付資料 10	2	排水処理施設と海域への放流管との取合い図 右上	雨水ボックスカルバートの設計では	(削除)												
29	要求水準書 添付資料 11	1	排水処理施設との上水、下水との取合い説明図 右上	供給処理施設配置図	(削除)												
30	要求水準書 添付資料 11	2	排水処理施設との上水、下水との取合い説明図 右側 汚水取付管図	※汚水取付管図という表記直下の「排水処理施設」という表記	(削除)												
31	要求水準書 添付資料 11	2	排水処理施設との上水、下水との取合い説明図 右側 汚水取付管図	注) 図では排水処理施設の地盤高が+3.125(TP+2.25)の場合、汚水の管底まで深さが1,200mmであることを示す。 注) 事業者からの生活雑排水等は町で施工した汚水枡に接続すること(ピンク矢印)。	注) 排水処理施設の地盤高さは3.55m以上とすること。 注) 図では排水処理施設の地盤高が+3.125(TP+2.25)の場合、汚水の管底まで深さが1,200mmであることを示す。 注) 事業者からの生活雑排水等は町で施工した汚水枡に接続すること(ピンク矢印)。 注) 官民境界は敷地境界と同義である。												
32	要求水準書 添付資料 12	1	排水流量計の設置・管理範囲の説明図 取付管	町で設置・管理	町で設置、事業者が管理												
33	要求水準書 添付資料 13		専用管渠の計画資料	—	(頁番号を修正)												
34	様式集		提出書類一覧 第4 (4) 図面及び設計資料 様式名 全体平面図	<table border="1"> <tr> <td>任意様式</td> <td>全体平面図</td> <td>※縮尺：NONE</td> </tr> <tr> <td colspan="3">(水の流れ、汚泥の流れ、電力引き込みルート、汚泥等場外搬出ルート、外構計画を明示すること)</td> </tr> </table>	任意様式	全体平面図	※縮尺：NONE	(水の流れ、汚泥の流れ、電力引き込みルート、汚泥等場外搬出ルート、外構計画を明示すること)			<table border="1"> <tr> <td>指定様式</td> <td>一般平面図</td> <td>※縮尺：1/600</td> </tr> <tr> <td>(追加資料 6)</td> <td colspan="2">(水の流れ、汚泥の流れ、電力引き込みルート、汚泥等場外搬出ルート、外構計画を明示すること)</td> </tr> </table>	指定様式	一般平面図	※縮尺：1/600	(追加資料 6)	(水の流れ、汚泥の流れ、電力引き込みルート、汚泥等場外搬出ルート、外構計画を明示すること)	
任意様式	全体平面図	※縮尺：NONE															
(水の流れ、汚泥の流れ、電力引き込みルート、汚泥等場外搬出ルート、外構計画を明示すること)																	
指定様式	一般平面図	※縮尺：1/600															
(追加資料 6)	(水の流れ、汚泥の流れ、電力引き込みルート、汚泥等場外搬出ルート、外構計画を明示すること)																
35	様式集	様式 7-4 別紙①	事業収支計画計算書 注1)	物価変動は無いものとする。消費税及び地方消費税は、平成25年度は5%、平成26年度は8%、平成27年度以降は10%として、「②キャッシュフロー計算書」においてのみ計上(適宜項目追加)すること。	物価変動は無いものとする。消費税及び地方消費税は、5%として「②キャッシュフロー計算書」においてのみ計上(適宜項目追加)すること。												
36	様式集	様式 8-1	放流水質 表頭	提案放流水質	計算上の処理水質												

通番	資料名	頁数	項目	修正前（9月13日公表）	修正後（10月9日公表）
37	様式集	様式 8-3	排水処理施設設備等の耐久性、 環境保存性	<ul style="list-style-type: none"> 施設の耐久性、流入水量・流入水質の変化に対する柔軟性等に関して、機器仕様上の配慮や工夫について記載すること。 本施設において、ライフサイクルコストを低減させるための配慮や工夫について記載すること。 施設の保全性に係る配慮や工夫について記載すること。 設備定期点検時、事故及び故障時の復旧対応等における設計面での配慮事項について記載すること。 周辺地域特性を踏まえ、設計面における環境保全対策（騒音、振動、臭気抑制等）として配慮した事項について記載すること。 	<ul style="list-style-type: none"> 施設の耐久性、流入水量・流入水質の変化に対する柔軟性等に関して、機器仕様上の配慮や工夫について記載すること。 本施設において、ライフサイクルコストを低減させるための配慮や工夫について記載すること。 施設の保全性に係る配慮や工夫について記載すること。 設備定期点検時、事故及び故障時の復旧対応等における設計面での配慮事項について記載すること。 周辺地域特性を踏まえ、設計面における環境保全対策（騒音、振動、臭気抑制等）として配慮した事項について記載すること。<u>なお、それらの方法（方式・能力）の選定根拠については、各種根拠資料等で確認するため、該当資料の参照先を記載すること。</u> <u>「官庁施設の総合耐震計画基準（平成19年12月18日）」に記載の構造体の耐震安全性の分類（Ⅰ、Ⅱ、Ⅲ類）のうち、該当する（若しくはもっとも近い）分類を記載すること。なお、その根拠は各種根拠計算資料等で確認するため、該当資料の参照先を記載すること。</u>
38	基本協定書(案)	2	第4条第2項	2 事業者グループ及び出資企業は、本事業予定者への全ての出資企業をして、 <u>事業期間中、本事業予定者の株式を保有させなければならない</u> 、事前の書面による町の承諾がある場合を除き、譲渡、担保権の設定、その他の一切の処分を行わせてはならない。	2 事業者グループ及び出資企業は、本事業予定者への全ての出資企業をして、事前の書面による町の承諾がある場合を除き、譲渡、担保権の設定、その他の一切の処分を行わせてはならない。
39	基本協定書(案)	9	出資者誓約書	6 第4項及び第5項に規定する場合を除き、当社らは、 <u>本契約の終了までの間、事業者の株式又は出資を保有するものとし、町の事前の書面による承諾がある場合を除き、譲渡、担保権の設定その他一切の処分を行わないこと。</u> また、当社らの一部の者に対して当社らが保有する事業者の株式又は出資の全部又は一部を譲渡する場合においても、町の事前の書面による承諾を得て行うこと。	6 第4項及び第5項に規定する場合を除き、当社らは、 <u>本事業契約の終了までの間、事業者の株式又は出資を保有するものとし、町の事前の書面による承諾がある場合を除き、譲渡、担保権の設定その他一切の処分を行わないこと。</u> また、当社らの一部の者に対して当社らが保有する事業者の株式又は出資の全部又は一部を譲渡する場合においても、町の事前の書面による承諾を得て行うこと。
40	事業契約書(案)	表紙	2 履行期間	平成26年 月 日 から 平成46年3月31日 まで	平成26年 月 日 から 平成47年3月31日 まで
41	事業契約書(案)	1	第1条(11)	(11) 「構成員」とは、 <u>事業者グループを構成する企業をいう。</u>	<p>(11) 「構成員」とは、<u>事業者グループを構成する企業のうち特別目的会社に出資し、事業者から直接業務を受託する者をいう。</u></p> <p>(12) 「協力会社」とは、<u>事業者グループを構成する企業のうち構成員以外の者で、事業開始後、事業者から直接業務を受託、又は請け負うことを予定している者をいう。特別目的会社への出資は行わない。</u></p> <p>※「協力会社」の追加に伴い、第1条において、以下、番号を修正</p>

通番	資料名	頁数	項目	修正前（9月13日公表）	修正後（10月9日公表）
42	事業契約書(案)	2	第1条(30)	(30) 「維持管理・運営期間」とは、第6条に基づき作成される全体スケジュール表において指定された、本施設についての維持管理・運営期間の開始日から平成46年3月31日までの期間をいう。	(31) 「維持管理・運営期間」とは、第6条に基づき作成される全体スケジュール表において指定された、本施設についての維持管理・運営期間の開始日から平成47年3月31日までの期間をいう。
43	事業契約書(案)	3	第5条第1項	第5条 事業者は、本件土地において、事業者の費用負担の下に、本契約で定めるところに従い、本施設を設計し、本施設を建設し、町に引き渡すとともに、平成46年3月31日までの間、本施設の維持管理及び運営並びに専用管渠の維持管理を行う。町及び事業者は、本契約により建設された本施設の所有権が、原始的に町に帰属することを相互に確認する。	第5条 事業者は、本件土地において、事業者の費用負担の下に、本契約で定めるところに従い、本施設を設計し、本施設を建設し、町に引き渡すとともに、平成47年3月31日までの間、本施設の維持管理及び運営並びに専用管渠の維持管理を行う。町及び事業者は、本契約により建設された本施設の所有権が、原始的に町に帰属することを相互に確認する。
44	事業契約書(案)	3	第8条	第8条 町は、事業者が、本事業に係る業務を事業日程に従って実施できるように、本件土地の使用権限を確保し、事業期間にわたって維持するものとする。 2 事業者は、本契約に基づく義務の履行以外の目的で本件土地を使用してはならない。 3 事業者は、本件土地が公有財産であることを常に配慮し、善良な管理者の注意義務をもって使用しなければならない。 4 本件土地の使用期間は、本契約が有効に存続している期間中とする。	第8条 町は、事業者が、本事業に係る業務を事業日程に従って実施できるように、本件土地の使用権限を確保し、事業期間にわたって維持するものとする。 2 事業者は、本契約に基づく義務の履行以外の目的で本件土地を使用してはならない。 3 事業者は、本件土地が公有財産であることを常に配慮し、善良な管理者の注意義務をもって使用しなければならない。 4 本件土地の使用期間は、本契約が有効に存続している期間中とする。 5 本件土地の使用の対価は、無償とする。
45	事業契約書(案)	5	第14条第3項	3 事業者は、暴力団員等による不当介入を受けたことにより <u>契約期間</u> に遅れが生じた場合は、町と協議を行うものとする。	3 事業者は、暴力団員等による不当介入を受けたことにより <u>事業日程</u> に遅れが生じた場合は、町と協議を行うものとする。
46	事業契約書(案)	7	第16条第1項	第16条 事業者は、本契約に関し、第15条第1項第2号アからエまでのいずれかに該当するときは、町が契約を解除するか否かを問わず、賠償金として、施設整備費に消費税及び地方消費税相当額を加算した額の10分の1に相当する額を町の指定する期間内に支払わなければならない。建設業務が完了した後も同様とする。	第16条 事業者は、本契約に関し、第15条第1項第2号アからエまでのいずれかに該当するときは、町が契約を解除するか否かを問わず、賠償金として、施設整備費に消費税及び地方消費税相当額を加算した額の10分の1に相当する額を町の指定する期間内に支払わなければならない。建設業務が完了した後も同様とする。 <u>ただし、同条項同号に該当する事実が町が当事者となる契約に関してなされた場合ではなく、かつ町が本契約を解除しない場合においては、町は相当と認める額まで賠償金の額を減額することができるものとする。</u>
47	事業契約書(案)	7	第19条第1項	第19条 事業者は、本施設の建設業務の実施に先立って、自己の責任及び費用負担において、 <u>周辺住民</u> に対して建設業務及び維持管理・運営業務に関する実施計画につき説明を行い、了解を得るよう努めなければならない。この場合において、町は、必要と認める場合には、事業者が行う説明に協力するものとする。	第19条 事業者は、本施設の建設業務の実施に先立って、自己の責任及び費用負担において、 <u>周辺立地企業</u> に対して建設業務及び維持管理・運営業務に関する実施計画につき説明を行い、了解を得るよう努めなければならない。この場合において、町は、必要と認める場合には、事業者が行う説明に協力するものとする。

通番	資料名	頁数	項目	修正前（9月13日公表）	修正後（10月9日公表）
48	事業契約書(案)	7	第19条第2項	2 事業者は、自己の責任及び費用負担において、騒音、振動、地盤沈下、地下水の断絶、大気汚染、水質汚染、臭気、交通障害その他の建設業務及び維持管理・運營業務の実施が <u>近隣住民</u> の生活環境に与える影響を勘案し、合理的に要求される範囲の近隣対策を実施する。近隣対策の実施について、事業者は、町に対して、事前及び事後にその内容及び結果を報告するものとする。	2 事業者は、自己の責任及び費用負担において、騒音、振動、地盤沈下、地下水の断絶、大気汚染、水質汚染、臭気、交通障害その他の建設業務及び維持管理・運營業務の実施が <u>近隣地域住民等</u> の生活環境に与える影響を勘案し、合理的に要求される範囲の近隣対策を実施する。近隣対策の実施について、事業者は、町に対して、事前及び事後にその内容及び結果を報告するものとする。
49	事業契約書(案)	8	第19条第5項	5 事業者が行う維持管理・運營業務の結果、 <u>近隣住民</u> との間で生じた紛争の処理に関する費用については、事業者が負担するものとする。	5 事業者が行う維持管理・運營業務の結果、 <u>近隣地域住民等</u> との間で生じた紛争の処理に関する費用については、事業者が負担するものとする。
50	事業契約書(案)	14	第40条	(設計図書の変更) 第40条 町は、必要があると認めるときは、 <u>設計図書又は建設業務の変更</u> 内容を事業者に通知してこれを変更させることができる。この場合において、町は、必要があると認められるときは本件工事期間又は施設整備費を変更し、事業者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。ただし、 <u>設計図書又は建設業務の変更が事業者の責めに帰すべき事由に基づく場合はこの限りではない。</u>	(建設業務の変更) 第40条 町は、必要があると認めるときは、建設業務の変更内容を事業者に通知してこれを変更させることができる。この場合において、町は、必要があると認められるときは本件工事期間又は施設整備費を変更し、事業者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。ただし、 <u>建設業務の変更が事業者の責めに帰すべき事由に基づく場合はこの限りではない。</u>
51	事業契約書(案)	17 ～ 18	第53条第1項	第53条 町は、事業者に対し、別紙8に定める施設整備費を、町が事業者から本施設の引渡しを受けた後で、町が事業者から町の定める様式による請求書を受領した日から30日以内に一括して支払うものとする。ただし、本契約の定めにより施設整備費の総額が増減した場合には、その割合に合わせて <u>以下の支払額も増減するものとする。</u>	第53条 町は、事業者に対し、別紙8に定める施設整備費を、町が事業者から本施設の引渡しを受けた後で、町が事業者から町の定める様式による請求書を受領した日から30日以内に一括して支払うものとする。ただし、本契約の定めにより施設整備費の総額が増減した場合には、その割合に合わせて支払額も増減するものとする。
52	事業契約書(案)	18	第55条第2項	2 前項の損害金の額は、施設整備費から、本件工事期間の終了日における出来形部分の工事費に相応する額を控除した額につき、遅延日数に応じ、 <u>年3.0%パーセントの割合</u> で計算した額及び別途排水処理等を実施するに際して要した費用とする。	2 前項の損害金の額は、施設整備費から、本件工事期間の終了日における出来形部分の工事費に相応する額を控除した額につき、遅延日数に応じ、 <u>本件工事期間の終了日時点における最新版の「工事請負契約書」(平成8年宮城県告示第412号)に定める、受注者の責めに帰すべき事由による履行遅滞の場合における損害金の率(本契約締結時点では第46条第2項)で計算した額及び別途排水処理等を実施するに際して要した費用とする。ただし、本施設についての維持管理・運営期間の開始日以降の分については、第71条第2項の遅延損害金の中に含まれるものとし、同条項の遅延損害金に加えて本項の損害金相当額の支払は要しないものとする。</u>
53	事業契約書(案)	19	第57条第6項	6 <u>使用者</u> の動向の変化等により事業の安定性・継続性に影響が出るおそれのあるときは、事業者は、町の承認を得た上で、別紙8に定めるところにより使用料金等を改定することができるものとする。	6 <u>排水事業者</u> の動向の変化等により事業の安定性・継続性に影響が出るおそれのあるときは、事業者は、町の承認を得た上で、別紙8に定めるところにより使用料金等を改定することができるものとする。

通番	資料名	頁数	項目	修正前（9月13日公表）	修正後（10月9日公表）
54	事業契約書(案)	22	第71条第2項	2 事業者の責めに帰すべき事由により、本件工事期間の延長等が生じ、本施設についての維持管理・運営期間の開始日に維持管理・運営業務を開始できない場合、事業者は、当該開始日から実際に本施設の維持管理・運営が開始されるまでの期間（両日を含む。）において、町が負担した増加費用及び損害に相当する額を負担するとともに、あわせてかかる増加費用及び損害額の負担とは別に、本施設の引渡しまでの延滞日数に応じ、施設整備費に消費税及び地方消費税相当額を加算した額につき、国の債権に関する <u>遅延利息の率</u> （昭和32年大蔵省告示第8号）に定める当該開始日時点における率を乗じて計算した額の遅延損害金を町に支払うものとする。	2 事業者の責めに帰すべき事由により、本件工事期間の延長等が生じ、本施設についての維持管理・運営期間の開始日に維持管理・運営業務を開始できない場合、事業者は、当該開始日から実際に本施設の維持管理・運営が開始されるまでの期間（両日を含む。）において、町が負担した増加費用及び損害に相当する額を負担するとともに、あわせてかかる増加費用及び損害額の負担とは別に、本施設の引渡しまでの延滞日数に応じ、施設整備費に消費税及び地方消費税相当額を加算した額につき、国の債権の <u>管理等に関する法律施行令第29条に規定する財務大臣の定める率</u> （昭和32年大蔵省告示第8号）に定める当該開始日時点における率を乗じて計算した額の遅延損害金を町に支払うものとする。
55	事業契約書(案)	23	第73条第1項	第73条 町は、事業者が提供するサービスの質及び内容が業務要求水準を満たすことを確認するため、以下のとおりモニタリングを行い、前条の業務月間報告書の受領後10日（土日・祝日除く。）以内に当該月の <u>業務状況</u> について事業者に通知するものとする。 (1) 個別モニタリング 事業者は、維持管理・運営業務のうち、1ヶ月を超えない周期で行われる点検・保守等の業務について、その実施後直ちに、業務結果を町に報告するものとする。かかる個別モニタリングの項目及び方法は、本契約締結後に事業者が作成する維持管理・運営業務仕様書及び業務年間計画書を基に町が策定するものとする。 (2) 定期モニタリング 町は、月に1回、前条に基づき提出された業務月間報告書を確認する他、必要なモニタリングを行うものとする。 (3) 随時モニタリング 町は必要と認めるときは、随時モニタリングを実施するものとする。	第73条 町は、事業者が提供するサービスの質及び内容が業務要求水準を満たすことを確認するため、以下のとおりモニタリングを行い、前条の業務月間報告書の受領後10日（土日・祝日除く。）以内に当該月の <u>モニタリング結果</u> について事業者に通知するものとする。 (1) 個別モニタリング 事業者は、維持管理・運営業務のうち、1ヶ月を超えない周期で行われる点検・保守等の業務について、その実施後直ちに、業務結果を町に報告するものとする。かかる個別モニタリングの項目及び方法は、本契約締結後に事業者が作成する維持管理・運営業務仕様書及び業務年間計画書を基に町が策定するものとする。 (2) 定期モニタリング 町は、月に1回、前条に基づき提出された業務月間報告書を確認する <u>とともに、事業年度に1回、業務年間報告書を確認する</u> 他、必要なモニタリングを行うものとする。 (3) 随時モニタリング 町は必要と認めるときは、随時モニタリングを実施するものとする。
56	事業契約書(案)	25	第82条	(損害賠償等) 第82条 事業者の本契約の規定への違反、その他事業者の責めに帰すべき事由により、町に損害が生じた場合、事業者は町に対して、生じた損害を賠償する責任を負うものとする。 2 町の本契約の規定への違反、その他町の責めに帰すべき事由により、事業者に損害が生じた場合、町は事業者に対して、生じた損害を賠償する責任を負うものとする。	(削除) ※第82条の削除し、第112条に統合したことに伴い、以下、条の番号を修正

通番	資料名	頁数	項目	修正前（9月13日公表）	修正後（10月9日公表）
57	事業契約書(案)	25	第85条第3項	<p>2 前項の損害金の額は、維持管理・運営業務を実施することができなかった日数に応じ、維持管理・運営業務を実施することができなかった会計年度に係る年間当たりの使用料金につき、<u>年3.0パーセントの割合</u>で計算した額及び別途排水処理等に要した費用とする。</p> <p>3 <u>町の責めに帰すべき事由により、第58条第4項に規定する支払いが遅れた場合においては、事業者は、未受領金額につき、遅延日数に応じ、年3.0パーセントの割合で計算した額の遅延利息の支払いを町に請求することができるものとする。</u></p>	<p>2 前項の損害金の額は、維持管理・運営業務を実施することができなかった日数に応じ、維持管理・運営業務を実施することができなかった会計年度に係る年間当たりの使用料金につき、<u>第112条に定める割合</u>で計算した額及び別途排水処理等に要した費用とする。</p>
58	事業契約書(案)	25	第5章	第5章 <u>契約期間及び契約の終了並びに契約解除等</u>	第5章 <u>事業期間及び契約の終了並びに契約解除等</u>
59	事業契約書(案)	25	第85条	(<u>契約期間</u>)	(<u>事業期間</u>)
60	事業契約書(案)	26	第86条第7項	<p>7 町は、本契約の終了に際し、別紙14に従い本契約終了時のモニタリングを実施し、業務要求水準を満たす状態にない場合には、期限を定めて必要な改修、修繕及び更新を事業者に指示する。事業者はこれに従って改修、修繕及び更新を履行しなければならず、<u>それが履行されるまでの間、町は、施設整備費の未払額について支払を留保することができるものとする。</u></p>	<p>7 町は、本契約の終了に際し、別紙14に従い本契約終了時のモニタリングを実施し、業務要求水準を満たす状態にない場合には、期限を定めて必要な改修、修繕及び更新を事業者に指示する。事業者はこれに従って改修、修繕及び更新を履行しなければなら<u>ない。</u></p>
61	事業契約書(案)	28	第89条	<p>第<u>89</u>条 町は、事業者に対して、180日以上前に通知を行うことにより、他に特段の理由を有することなく本契約を解除することができるものとする。この場合の措置については、前条第2項<u>又は</u>第4項を準用するものとする。</p>	<p>第<u>88</u>条 町は、事業者に対して、180日以上前に通知を行うことにより、他に特段の理由を有することなく本契約を解除することができるものとする。この場合の措置については、前条第2項<u>ないし</u>第4項を準用するものとする。</p>
62	事業契約書(案)	29	第92条第2項第1号	<p>(1) 町は、期間を定めて前条第1項各号に掲げる業務の全部又は一部の停止を命じ、かつ、当該停止の範囲に応じて本契約の全部又は一部を解除することができる。町は、維持管理・運営業務の（全部ではなく）一部を終了させた場合、事業者の負担において、事業者が当該終了に係る業務のために利用していた本施設を原状に復し（経年劣化による部分はこの限りではない）、その明渡しを請求することができるものとする。ただし、原状に回復することが著しく困難なとき又は、その必要がないと町が認めたときは、町は事業者に対し、原状回復費用に相当する金額の支払を求める等、町が相当と認める方法により補償を求めることができるものとする。</p>	<p>(1) 町は、期間を定めて維持管理・運営業務の全部又は一部の停止を命じ、かつ、当該停止の範囲に応じて本契約の全部又は一部を解除することができる。町は、維持管理・運営業務の（全部ではなく）一部を終了させた場合、事業者の負担において、事業者が当該終了に係る業務のために利用していた本施設を原状に復し（経年劣化による部分はこの限りではない）、その明渡しを請求することができるものとする。ただし、原状に回復することが著しく困難なとき又は、その必要がないと町が認めたときは、町は事業者に対し、原状回復費用に相当する金額の支払を求める等、町が相当と認める方法により補償を求めることができるものとする。</p>
63	事業契約書(案)	30	第94条	<p>第<u>94</u>条 本施設の引渡し後において、町は、事業者に対して、180日以上前に通知を行うことにより、他に特段の理由を有することなく本契約を解除することができるものとする。この場合の措置については、前条第3項<u>又は</u>第4項を準用するものとする。</p>	<p>第<u>93</u>条 本施設の引渡し後において、町は、事業者に対して、180日以上前に通知を行うことにより、他に特段の理由を有することなく本契約を解除することができるものとする。この場合の措置については、前条第3項<u>及び</u>第4項を準用するものとする。</p>

通番	資料名	頁数	項目	修正前（9月13日公表）	修正後（10月9日公表）
64	事業契約書(案)	35	第112条	(債務不履行等) 第112条 事業者は、本契約上の義務を履行しないことにより町に損害を与えた場合、その損害を賠償しなければならない。	(損害賠償等) 第111条 事業者の本契約の規定への違反、その他事業者の責めに帰すべき事由により、町に損害が生じた場合、事業者は町に対して、生じた損害を賠償する責任を負うものとする。 2 町の本契約の規定への違反、その他町の責めに帰すべき事由により、事業者に損害が生じた場合、町は事業者に対して、生じた損害を賠償する責任を負うものとする。
65	事業契約書(案)	35	第113条	第113条 町又は事業者が、本契約に基づき行うべき支払が遅延した場合、未払い額につき延滞日数に応じ政府契約の支払遅延に対する遅延利息の率（昭和24年大蔵省告示第991号）に規定する履行期日時点における割合で計算した額の延滞利息を相手方に支払わなければならない。	第112条 町又は事業者が、本契約に基づき行うべき支払が遅延した場合、本契約に別段の定めのある場合を除き、未払い額につき延滞日数に応じ政府契約の支払遅延に対する遅延利息の率（昭和24年大蔵省告示第991号）に規定する履行期日時点における割合で計算した額の延滞利息を相手方に支払わなければならない。
66	事業契約書(案)	36	第115条	(準拠法及び解釈)	(準拠法等)
67	事業契約書(案)	36	第117条	(協議事項) 第117条 本契約に定めのない事項について定める必要が生じた場合又は、本契約の解釈に関して疑義が生じた場合は、その都度、町及び事業者が誠実に協議の上、これを定めるものとする。	(解釈及び適用) 第116条 町と事業者は、本契約と共に、基本協定書及び公募関係書類に定められた事項が適用されることを確認する。 2 本契約、基本協定書及び公募関係書類を構成する各書類の内容に相違がある場合、本契約、基本協定書、募集要項等に対する質問回答、募集要項等、事業提案書等、実施方針に対する質問回答、実施方針等の順にその解釈が優先するものとする。ただし、事業提案書等において提案された内容が募集要項等に対する質問回答又は募集要項等に定められた内容より町に有利な場合には、その部分に限り、事業提案書等が募集要項等に対する質問回答又は募集要項等に優先するものとする。 3 本契約に定めのない事項について定める必要が生じた場合、又は本契約の解釈に関して疑義が生じた場合は、その都度、町及び事業者が誠実に協議の上、これを定めるものとする。
68	事業契約書(案) 別紙4	40	2 維持管理・運営期間 3 維持管理・運営期間終了後の業務に関する協議開始 4 事業期間の終了	2 維持管理・運営期間 平成 年 月 日～平成46年3月31日 3 維持管理・運営期間終了後の業務に関する協議開始 平成45年3月31日まで 4 事業期間の終了 平成46年3月31日	2 維持管理・運営期間 平成 年 月 日～平成47年3月31日 3 維持管理・運営期間終了後の業務に関する協議開始 平成46年3月31日まで 4 事業期間の終了 平成47年3月31日

通番	資料名	頁数	項目	修正前（9月13日公表）	修正後（10月9日公表）																		
69	事業契約書(案) 別紙8	44	第2 3 (1) 物価変動による改定	使用料金については、物価変動を考慮した改定を行うことができる。 <u>なお、改定は原則として事業年度に1回行うものとする。</u>	使用料金については、物価変動を考慮した改定を行うことができる。																		
70	事業契約書(案) 別紙8	44～45	第2 3 (1) ア 改定の対象となる費用	改定の対象となる費目は次のとおりとし、それ以外の費用については、原則として料金改定対象外とする。ただし、 <u>下記の費目においても事業者の維持管理・運営業務のやり方（経営努力）に起因して費用が増減すると認められる場合は改定対象としない。</u> <table border="1" data-bbox="1012 598 1846 987"> <thead> <tr> <th>業 務</th> <th>対象となる費目</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>排水処理施設の維持管理・運営</td> <td>・光熱水費 ・用役費（事業者起因の増加は除く） ・汚泥処理費 ・使用料金徴収に係る経費（未収費用含む） ・水質管理に係る経費 ・流量計の設置及び管理に係る経費</td> </tr> <tr> <td>専用管渠の維持管理</td> <td>・巡視・点検に係る経費 ・清掃・修繕に係る経費</td> </tr> </tbody> </table>	業 務	対象となる費目	排水処理施設の維持管理・運営	・光熱水費 ・用役費（事業者起因の増加は除く） ・汚泥処理費 ・使用料金徴収に係る経費（未収費用含む） ・水質管理に係る経費 ・流量計の設置及び管理に係る経費	専用管渠の維持管理	・巡視・点検に係る経費 ・清掃・修繕に係る経費	改定の対象となる費用は以下の「対象となる費目」に属する費用とし、それ以外の費用については、原則として料金改定対象外とする。ただし、以下の「対象となる費目」に属する費用であっても、事業者の維持管理・運営業務の方法に起因して費用が増加した場合や事業者の工夫により削減したと認められる場合は改定対象としない。 <table border="1" data-bbox="1896 640 2730 1197"> <thead> <tr> <th>料金</th> <th>業 務</th> <th>対象となる費目</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">使用料金</td> <td>排水処理施設の維持管理・運営</td> <td>・光熱水費 ・用役費（事業者起因の増加は除く） ・汚泥処理費 ・使用料金徴収に係る経費（未収費用含む） ・水質管理に係る経費 ・人件費 ・保守管理費</td> </tr> <tr> <td>専用管渠の維持管理</td> <td>・巡視・点検に係る経費 ・清掃・修繕に係る経費</td> </tr> <tr> <td>流量計使用料金</td> <td>排水処理施設の維持管理・運営</td> <td>・流量計の設置及び管理に係る経費</td> </tr> </tbody> </table>	料金	業 務	対象となる費目	使用料金	排水処理施設の維持管理・運営	・光熱水費 ・用役費（事業者起因の増加は除く） ・汚泥処理費 ・使用料金徴収に係る経費（未収費用含む） ・水質管理に係る経費 ・人件費 ・保守管理費	専用管渠の維持管理	・巡視・点検に係る経費 ・清掃・修繕に係る経費	流量計使用料金	排水処理施設の維持管理・運営	・流量計の設置及び管理に係る経費	
業 務	対象となる費目																						
排水処理施設の維持管理・運営	・光熱水費 ・用役費（事業者起因の増加は除く） ・汚泥処理費 ・使用料金徴収に係る経費（未収費用含む） ・水質管理に係る経費 ・流量計の設置及び管理に係る経費																						
専用管渠の維持管理	・巡視・点検に係る経費 ・清掃・修繕に係る経費																						
料金	業 務	対象となる費目																					
使用料金	排水処理施設の維持管理・運営	・光熱水費 ・用役費（事業者起因の増加は除く） ・汚泥処理費 ・使用料金徴収に係る経費（未収費用含む） ・水質管理に係る経費 ・人件費 ・保守管理費																					
	専用管渠の維持管理	・巡視・点検に係る経費 ・清掃・修繕に係る経費																					
流量計使用料金	排水処理施設の維持管理・運営	・流量計の設置及び管理に係る経費																					
71	事業契約書(案) 別紙8	45	第2 3 (1) イ 改定対象となる基準	<table border="1" data-bbox="1003 1285 1837 1753"> <thead> <tr> <th>対象費目</th> <th>基準</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>光熱水費</td> <td>電気、水道などの関連費用の料金改定がされた場合</td> <td>・光熱水費に該当する費目毎に変動を確認し、当該費目のみ基準を満たす場合に改定</td> </tr> <tr> <td>その他経費</td> <td>対象となる費目の年間経費が、料金設定した時点（当初は事業契約締結した時点。改定後は直近の改定した時点）と比較して、10%以上増減した（乖離した）場合</td> <td>・改定対象となる基準については、町と事業者との協議により最終的に決定する</td> </tr> </tbody> </table>	対象費目	基準	備考	光熱水費	電気、水道などの関連費用の料金改定がされた場合	・光熱水費に該当する費目毎に変動を確認し、当該費目のみ基準を満たす場合に改定	その他経費	対象となる費目の年間経費が、料金設定した時点（当初は事業契約締結した時点。改定後は直近の改定した時点）と比較して、10%以上増減した（乖離した）場合	・改定対象となる基準については、町と事業者との協議により最終的に決定する	<table border="1" data-bbox="1884 1285 2718 1686"> <thead> <tr> <th>対象費目</th> <th>基準</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>光熱水費</td> <td>電気、水道などの関連費用の料金改定がされた場合</td> <td>・光熱水費に該当する費目毎に変動を確認し、当該費目のみ基準を満たす場合に改定</td> </tr> <tr> <td>その他経費</td> <td>「ア 改定の対象となる費用」に規定の「対象となる費目」欄の費用毎にその単価（費目によっては年間経費）が10%以上増減した場合</td> <td>・改定対象となる費目及び当該費目について単価と年間経費のいずれを基準とするのかについては、町と事業者との協議により最終的に決定する</td> </tr> </tbody> </table>	対象費目	基準	備考	光熱水費	電気、水道などの関連費用の料金改定がされた場合	・光熱水費に該当する費目毎に変動を確認し、当該費目のみ基準を満たす場合に改定	その他経費	「ア 改定の対象となる費用」に規定の「対象となる費目」欄の費用毎にその単価（費目によっては年間経費）が10%以上増減した場合	・改定対象となる費目及び当該費目について単価と年間経費のいずれを基準とするのかについては、町と事業者との協議により最終的に決定する
対象費目	基準	備考																					
光熱水費	電気、水道などの関連費用の料金改定がされた場合	・光熱水費に該当する費目毎に変動を確認し、当該費目のみ基準を満たす場合に改定																					
その他経費	対象となる費目の年間経費が、料金設定した時点（当初は事業契約締結した時点。改定後は直近の改定した時点）と比較して、10%以上増減した（乖離した）場合	・改定対象となる基準については、町と事業者との協議により最終的に決定する																					
対象費目	基準	備考																					
光熱水費	電気、水道などの関連費用の料金改定がされた場合	・光熱水費に該当する費目毎に変動を確認し、当該費目のみ基準を満たす場合に改定																					
その他経費	「ア 改定の対象となる費用」に規定の「対象となる費目」欄の費用毎にその単価（費目によっては年間経費）が10%以上増減した場合	・改定対象となる費目及び当該費目について単価と年間経費のいずれを基準とするのかについては、町と事業者との協議により最終的に決定する																					

通番	資料名	頁数	項目	修正前（9月13日公表）	修正後（10月9日公表）
72	事業契約書(案) 別紙8	45	第2 3 (1) ウ 改定の方法	<p>(ア) 光熱水費 電気料金をはじめとした各光熱水費について、それぞれ料金改定がされた場合、改定対象となる金額（提案額又は改定後は直近改定額）と直近の光熱水費の比率を算定する。このとき、指数比に小数点第4位未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。 ただし、価格比の絶対値が10%以下であった場合には、物価変動に基づく料金改定を行わないものとする。</p> <p>(イ) その他経費 基準に当てはまる物価変動が発生した場合、改定の対象となる金額（提案額又は改定後は直近改定額）と直近の金額の比率を算定する。このとき、比率に小数点第4位未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。 算定された価格比をもとに改定額を算定する。ただし、価格比の絶対値が10%以下であった場合には、物価変動に基づく料金改定を行わないものとする。</p>	<p>(ア) 光熱水費 電気料金をはじめとした各光熱水費について、それぞれ料金改定がされた場合、<u>料金改定後の光熱費に基づき、使用料金等を改定する。</u></p> <p>(イ) その他経費 「ア 対象となる費用」に規定の「対象となる費目」欄の費用毎にその単価（費目によっては年間経費）に変動が発生した場合、<u>変動後の単価（費目によっては年間経費）の金額を、現行の使用料金等を決めた際（提案時又は改定後は直近改定時）の当該費目の金額で除し、価格比を算定する。</u>このとき、比率に小数点第4位未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。 算定された価格比が0.9以下、若しくは、1.1以上の場合には、<u>変動後の単価（費目によっては年間経費）の金額に基づき、使用料金等を改定する。</u></p>
73	事業契約書(案) 別紙8	45～46	第2 3 (1) エ (ア) 光熱費	<p>事業期間中、【毎月末】に各光熱水費の改定の有無について確認する。このとき、当該改定が上記の改定基準を満たす場合に改定を実施する。 なお、改定が必要である判断された場合には、<u>確認時の翌々月の支払い</u>より反映するものとする。</p>	<p>事業期間中、【毎月末】に各光熱水費の改定の有無について確認する。このとき、当該改定が上記の改定基準を満たす場合に改定を実施する。 改定が必要である判断された場合には、<u>確認時の翌々月の使用料金等の額</u>より反映するものとする。</p>
74	事業契約書(案) 別紙8	46	第2 3 (1) エ (イ) その他経費	<p><u>毎事業年度の1月に改定の可否</u>について判断する。 改定が必要であると判断された場合には、<u>改定の翌年度の支払い</u>より反映する。</p>	<p><u>毎年1月に改定の要否</u>について判断する。 改定が必要であると判断された場合には、<u>翌事業年度（4月以降）の使用料金等の額</u>より反映する。</p>
75	事業契約書(案) 別紙8	46	第2 3 (2) 消費税及び地方消費税等の税率変更による改定	<p>法令等の変更により、維持管理・運営に係る対価に対する消費税等の税率に変更が生じた場合、<u>変更後の消費税相当額に基づいて</u>、対価の改定を行う。</p>	<p>法令等の変更により、維持管理・運営に係る対価に対する消費税等の税率に変更が生じた場合、<u>変更後の税率に基づき</u>、改定を行う。</p>

通番	資料名	頁数	項目	修正前（9月13日公表）	修正後（10月9日公表）
76	事業契約書(案) 別紙8	46	第3 1 維持管理・運営に係る対価 (最低保証)が支払われる場 合及びその額	維持管理・運営期間中、最低保証の基準となる年間の排水事業者からの 排水量(以下「基準排水量」という。)を m ³ 、最低保証の算定基 準となる(1立方メートル当たりの)単価(以下「基準単価」という。) を金 円とし、 <u>毎事業年度末に年間の排水事業者からの排水量の計 測結果(毎月の排水量の年間の合計値)を集計して、基準排水量を下回っ ていた場合に、以下の算定式に従って定める。</u>	維持管理・運営期間中、最低保証の基準となる年間の排水事業者からの 排水量(以下「基準排水量」という。)を m ³ 、最低保証の算定基 準となる(1立方メートル当たりの)単価(以下「基準単価」という。) を金 円とし、 <u>基準排水量に基準単価を乗じた金額を最低保証基準 額とする。</u> <u>毎事業年度末に年間の排水事業者からの排水量の計測結果(毎月の排水 量の年間の合計値)を集計して、基準排水量を下回っていた場合に、町は 以下の算定式に従って計算した維持管理・運営に係る対価(最低保証)を 支払う。</u> <u>ただし、計算結果がマイナスとなる場合には、維持管理・運営に係る対 価(最低保証)は支払われない。</u>
77	事業契約書(案) 別紙8	47	第3 1 <算定式>	①最低保証基準額が年間維持管理・運営経費以下の場合 最低保証額(維持管理・運営に係る対価) = 最低保証基準額(※1) - 年間使用料金収入(※2) ②最低保証基準額が年間維持管理・運営経費より大きい場合 最低保証額(維持管理・運営に係る対価) = 年間維持管理・運営経費 - 年間使用料金収入(※2) ※1: 基準排水量×基準単価により算定 ※2: 排水事業者から支払われる使用料金・流量計使用料金による 収入の年間合計額(未収金額を含む)	①最低保証基準額が年間維持管理・運営経費(※1)以下の場合 最低保証額(維持管理・運営に係る対価) = 最低保証基準額 - 年間使用料金収入(※2) ②最低保証基準額が年間維持管理・運営経費より大きい場合 最低保証額(維持管理・運営に係る対価) = 年間維持管理・運営経費 - 年間使用料金収入(※2) ※1: 年間を通じ、維持管理・運営にかかった経費 ※2: 排水事業者から支払われる使用料金・流量計使用料金による収 入の年間合計額(未収金額を含む)以下の場合
78	事業契約書(案) 別紙8	47	第3 2 維持管理に係る対価の改 定	2 維持管理に係る対価の改定 <u>維持管理・運営に係る対価のうち基準単価については、次のルールに適 合する場合に、改定ができるものとする。原則として次の改定ルールに基 づいて行うものとするが、改定に当たっては、事前に町に対して説明を行 うものとし、町の承諾を得るものとする。</u>	2 維持管理に係る対価(最低保証)の改定 <u>「1 維持管理・運営に係る対価(最低保証)が支払われる場合及びそ の金額」に規定する基準単価については、次のルールに適合する場合に、 改定ができるものとする。原則として次の改定ルールに基づいて行うもの とするが、改定に当たっては、事前に町に対して説明を行うものとし、町 の承諾を得るものとする。</u> <u>なお、基準単価が改定された場合、維持管理・運営に係る対価(最低保 証)は、改定後の基準単価に基づき、算定される。</u>

通番	資料名	頁数	項目	修正前（9月13日公表）	修正後（10月9日公表）
79	事業契約書(案) 別紙10	50	第1 1 契約の前提	<p>事業者は、排水事業者との排水処理契約を締結する際に、下記の条件を遵守すること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・全排水事業者と同一の条件で契約すること。 ・排水事業者との契約書の作成に当たっては、事業者は、<u>提案書提出の前までに町との協議の場を設けること。</u> ・排水事業者との排水処理契約の締結に当たっては、町の確認を得ること。 ・<u>対象地域</u>に立地する排水事業者から利用の申し込みがあった場合には、町が認める場合を除き、排水事業者の施設の利用を認め、排水処理契約を締結すること。 	<p>事業者は、排水事業者との排水処理契約を締結する際に、下記の条件を遵守すること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・全排水事業者と同一の条件で契約すること。 ・排水事業者との契約書の作成に当たっては、事業者は、<u>排水事業者と協議する前に町との協議の場を設けること。</u> ・排水事業者との排水処理契約の締結に当たっては、町の確認を得ること。 ・<u>処理対象区域</u>に立地する排水事業者から利用の申し込みがあった場合には、町が認める場合を除き、排水事業者の施設の利用を認め、排水処理契約を締結すること。 <p><u>事業者は、排水処理契約の締結に当たり、排水事業者に少なくとも次の事項を遵守させること。</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・<u>事業者と排水処理契約を締結すること</u> ・<u>専用管渠へ接続し、排水すること（専用管渠以外に汚水を流さないこと。流量計を使用して排水すること）</u> ・<u>排水は基準値以下の水質とすること</u> ・<u>使用する権利を他者へ譲渡又は転貸をしないこと</u> ・<u>使用料金及び流量計使用料金を納付すること</u> ・<u>排水事業者の敷地内に立ち入り、流量計の設置、水質検査及び流量計の保守点検等に協力すること</u> ・<u>流量計について責任をもって保管すること</u> ・<u>排水事業者の帰すべき事由により流量計が棄損、若しくは流量計の機能を損ねた場合には、排水事業者の負担において速やかに原状回復すること</u>
80	事業契約書 別紙10	50	第1 2 契約の内容	<p>事業者は、排水事業者との排水処理契約において、少なくとも下記の事項を記載すること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・排水事業者の遵守事項（排水の水質基準、排水事業者が自己の責任で管理する設備の範囲等）、排水処理施設利用に当たっての条件 ・契約の解除条件 ・排水量・排水の水質の測定方法 ・使用料金及び水量計使用料金の金額、徴収方法 ・遵守事項等に違反した場合の措置（事業者の措置、町の措置） ・排水事業者、町、事業者の3者での協議の場の設置 	<p>事業者は、排水事業者との排水処理契約において、少なくとも下記の事項を記載すること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・排水事業者の遵守事項（排水の水質基準、排水事業者が自己の責任で管理する設備の範囲等）、排水処理施設利用に当たっての条件 ・契約の解除条件 ・排水量・排水の水質の測定方法 ・使用料金及び<u>流量計</u>使用料金の金額、徴収方法、<u>使用料金等の改定方法</u> ・遵守事項等に違反した場合の措置（事業者の措置、町の措置） ・排水事業者、町、事業者の3者での協議の場の設置

通番	資料名	頁数	項目	修正前（9月13日公表）	修正後（10月9日公表）
81	事業契約書(案) 別紙 13	54	不可抗力による増加費用及び 損害の負担 2 維持管理・運営業務に関し て生じた増加費用又は損害	当該増加費用又は損害の額を、 <u>事業期間を通じて全て累計し、本施設の別紙8記載の「契約にて規定する最低保証基準額」に基づく全事業期間における使用料金等の総額の1%に相当する金額に至るまでは事業者の負担とし、これを超える額については町の負担とする。</u> ただし、不可抗力に関して保険金が事業者を支払われた場合には、当該保険金額相当額のうち上記事業者の負担額を超える部分は町の負担額から控除する。	当該増加費用又は損害の額を、 <u>事業年度毎に全て累計し、当該事業年度における、別紙8記載の「最低保証基準額」の1%に相当する金額に至るまでは事業者の負担とし、これを超える額については町の負担とする。</u> ただし、不可抗力に関して保険金が事業者を支払われた場合には、当該保険金額相当額のうち上記事業者の負担額を超える部分は町の負担額から控除する。
82	事業契約書(案) 別紙 15	56	事業者等が付保する保険	本契約に規定する、事業者等が付保する保険は以下のとおりとする。 事業者、建設企業又は維持管理・運営企業は、以下の保険契約を締結した場合、その保険証券を遅滞なく町に提示するものとする。 また、町の承諾なく保険契約及び保険金額の変更又は解除をすることができない。 さらに、業務遂行上における人身、対物の事故については、その <u>尊大</u> に対する賠償責任を負い、これに伴う一切の費用を負担するものとする。	本契約に規定する、事業者等が付保する保険は以下のとおりとする。 事業者、建設企業又は維持管理・運営企業は、以下の保険契約を締結した場合、その保険証券を遅滞なく町に提示するものとする。 また、町の承諾なく保険契約及び保険金額の変更又は解除をすることができない。 さらに、業務遂行上における人身、対物の事故については、その <u>損害</u> に対する賠償責任を負い、これに伴う一切の費用を負担するものとする。
83	事業契約書(案) 別紙 16	57	出資者誓約書	—	(事業協定書(案)に添付のものに合わせ、差し替えました。)

平成25年9月13日に公表した「女川町水産加工団地排水処理施設整備等事業」募集要項等について、次の資料を追加する。

【追加資料一覧】

- ・追加資料1 事業用定期借地権設定契約構成証書 ひな型
- ・追加資料2 女川町水産加工流通復興計画
- ・追加資料3 施設増設用地平面図
- ・追加資料4 放流管模式図
- ・追加資料5 放流管位置図
- ・追加資料6 一般平面図指定様式